

第2回敦賀市営住宅あり方検討委員会
議事録（※概要版）

日時 令和7年8月28日（木）午前10：00～12：15

場所 敦賀市役所2階 講堂

出席者 委員 9名（菊地委員、堺委員、奥野委員、佐伯委員、北井委員、寺井委員、
吉岡委員、芝井委員、中野委員）
事務局 7名（戸嶋建設部長、住宅政策課：加藤政策幹（課長）、小森主幹、田中課長
補佐、山東課長補佐、細田係長、青池係長）
その他（傍聴） 報道機関2社（福井新聞、中日新聞）
一般傍聴者6人（市議6）

内容：以下のとおり

- ・開会（事務局）
- ・委員長あいさつ
- ・議事進行（委員長）
 - ※議事開始の前に、委員長より今委員会の公開（可否）についての確認
→（公開にて）委員了承

議題（1）今後の管理運営手法の検討について

（事務局）今後の管理運営手法の検討についての説明・・・（資料No.1）に基づき説明

※（※趣旨要約・抜粋）

第1回目の委員会での市営住宅の現状と課題を踏まえ、課題として、①管理戸数の適正化、②建物老化の進行、③入居者の高齢化、④入居率の低下、の4つ点に集約し、それに対して求められる対応を呈示。

4つの課題と求められる対応に対して、現状市の直営体制で対応しているものの、これら4つの課題の根本的な背景として、ハード環境の悪化、建物の老朽化、社会情勢の変化、高齢化の進展の進行速度が加速、増大していることから対応に限界。

これらの課題への対応には、他の管理業務も含めて包括的に取り扱っていく必要があると考えられることから、これらへの打開への有効な手法として指定管理者制度の導入について提示。

民間賃貸業務、他の自治体への対応実績やノウハウによって、効率的な入居者の集約管理については、効率的な移転が促される。建物の老朽化の進行に対して迅速で効率的な修繕対応が求められるところで、専門性や専属性によりスムーズな対応が可能、また夜間休日の対応についても、専属の職員が対応することで対応への均一性、平準性が保たれる、入居者の高齢化に対しては、福祉面での対応の拡充、特に高齢者の見守り的な巡回についても行える業務として期待、入居率の低下に対して、入居者数の増加に向け、住宅の民間事業者によるノウハウや柔軟な手法で新規入居への準備が効率的に、公募住宅の効率的なPRや周知が期待。また、民間事業者ならではの提案に対して目的外利用の許可をすることで空き住戸の有効活用への幅、可能性も広がる。

デメリットとしては、現状体制に比べると、必要な経費、人件費プラス指定管理料としては増大、懸念される事項としては、指定管理者が業務の遂行ができなくなった場合に、業務の性質上、変わりになる事業者の選定には時間を要する、また代替りの事業者が見つからない場合に、市による従来の管理水準に戻すことが困難となる可能性。

<ご意見、質疑・応答>

(委員) 実際に高齢者の方が増えているという現状、指定管理者制度を導入するにあたり、定期的な見守りができるということがすごくいいことだと思う。

実際に市直営でやっていたところが、指定管理者で行うことに対して、災害等が起こった場合、市の権限、災害が起きた時の市の対応について確認したい。

(委員長) 実際、地震とか災害時の避難誘導であるとか、まず誰が先頭に立ってということ。

(事務局) 決まっているわけではないけども、他の自治体の仕様書から参考にさせてもらって、基本、指示というのは事業主体になっている、初動は指定管理者の方で動いていただくけれども、権限なり、判断というのは事業主体、市になるという想定。

(委員長) もし指定管理の方向で進むのであれば、具体的な制度の中で、いざという時はこういう体系で対応ということを整理されるということか？

(事務局) あくまでも事業主体として判断なり主たる指揮は取っていくことになると考えられる。

(委員長) 「事業費のシミュレーション」で、指定管理者に向けての費用の負担というのは、敦賀市としては、どう評価されていますか。予算として対応可能だというふうに考えている？

(事務局) 今後、もし導入していく上では、公募とかプロポーザルという公募方式により、金額の面も判断して比較していくことになるけども、現時点では、参考で提案をいただいているところの金額を示したもの、金額面については、実際に選考委員会とかの中で、そこも一つの判断材料になっていくもので、現状これが妥当かという判断はちょっと難しい、目安としてこんなぐらいになるという感じで考えている。

(委員長) 仮に、指定管理の方向で検討を進めましようとなった場合に、やっぱり予算がかかるからやめましようとする市の内部調整でそれが頓挫するのであれば、そこはまだ足りな

い。ある程度このぐらいの規模であれば行けそうだという、その辺はこれからも検討か？

(事務局) 今後実際に動き始めた上で、公募を行った上での金額の比較によって妥当性の判断していく、その上で財政当局と調整を図っていく。現時点では、参入実績のあるところからいただいている(金額)、多少の前後あるにしても一定の目安にはなるというところ。

(委員長) 交渉をするにしても、まずはその方向性が決まらないと進められないということですね。福井県をはじめ他にも既に導入している自治体も多くあり、他の事例などに調査をしていただいて、その妥当性というのは説明していただければ。

(委員) 指定管理者制度導入によるメリット、期待できる対応は、実際他のところでやってもらったら、こんなメリットが出てるっていう話なのか、抽象的に指定管理者に入れたらきつこうなるだろうっていう期待の話なのか、どこからの裏付けのある話なのか。

(事務局) とある実績事業者の方から参考でいただいている中で、可能ですよと、こういったこともやってますという提案の中でお示しさせていただいている。また、他にとある自治体の仕様書の中でも示されているものも参考に、こういうことは可能であろうというところで示している。また、もちろんその後の折衝の中での金額にもよる、先ほどもお示しした金額の中でこういったものも可能ですという金額として示している。

見守りに関して、例えば月に何回するとか細かい仕様のところまではこれからということになる、一般的にこの金額でこういったことが可能ですというものを示した。細かい回数とか頻度とか、レベルについては、これからまた具体的に示していく中で、金額との調整ということになっていく。

(委員長) 福井県(既に指定管理を導入されている)は、実際の経験的なところから、妥当と感じるか。

(委員) 修繕とかについては、決済を経て行使するわけではないので、迅速に行使されているのではないのかなと思っている。それから、見守りに関しては、必ず1ヶ月に1回電話で安否確認をすることをやっていただいている、お住いの方からの評判は割といい(気にかけてもらっている、と・・・)、ただ、毎日やっているわけではない(※委託仕様書の中でも謳ってる)。入居の際には、宅建業者の方はプロなので、入る前の案内とか、そういうのは民間レベルの感じでやっていただいている。

(委員) 今、指定管理者制度の導入を検討されている、そもそも今の市営住宅の課題というのが、今、高齢化とか、人口減少で、単身世帯化とか社会現象みたいなところを指定管理者を導入したからといって、何か良くなるということがあるのかな、というのは一つ思う。敦賀市さんがやっても指定管理者の方がやっても、サービスをよりきめ細かく提供しようと思えばその分のコストは当然かかる。民間にしたからってコストが劇的によく安くなるということはないと思う。指定管理者制度を導入するということも一つだが、何か一つ一つの問題、例えば夜間とか休日の対応、見守りの問題とか、市内の事業者さんと提携して足りないところを補っていく、細かいところを補うようなサービスを個々

に提携してやっていくとかいうこともあるのではないかと思います。

予算シミュレーションが正しいのかどうなのか、指定管理にしていくにあたって、コストが増えるということ。一般的に考えると、その指定管理の事業費というのは、多分年々人件費の高騰とかそういうもので増えていく、設備の更新とかいろんな事業費も増えていく、逆に住宅の使用料というのは多分ずっと減少傾向に（なる）。賃料もそんなに上げられるものではない、特に市営住宅とかだと相場とかで、（家賃）上げるようなことはできない。そうすると、そもそもこれから破綻しないかなと思うが、その辺はどのように考えられているのか？

指定管理者制度を一遍に導入しなくても、今、敦賀市さんで不足しているだろうサービス、見守りとか、休日対応とか夜間対応とか、そういうものも個別に提携していくことによってそのものを補う、指定管理者に全部委託してするのではなくて、足りないサービスだけを敦賀市が個別の事業者と提携し提供していくということもあるのではないかな。

（事務局）例えば見守りでしたら、セキュリティ会社を入れるとか、個々の業務を個々の業務委託でしていくことも一つ可能とは思います。実際、今も特定の業務に関しては行っているところ。今回提案させていただいたというのは、修繕対応とか、あるいはセキュリティの面とか、集約管理とか、包括的に対応できるものとしては、入居者への対応も包括的になっていいのかなと、包括的な指定管理者制度としての提案をさせていただいているところ。歳入に関しては実際のところ過去からの推移としては入居者数の自然減による下降線ということになっている。今後、指定管理者を導入することで、効率的に入居者の集約して、結果としてコストが抑えられる。あと、指定管理者による手法により入居者数の増加とか、事業手法で入居者数はある程度現状より回復してくることで、上昇とまではいかくとも下降線がある程度緩和されることが期待されると考えている。

（委員）指定管理者制度というのは、指定管理料っていうのが決められるんですね。その範囲の中で、その金額を全額使い切るというようなイメージなんですか。民間であればできるだけコストを押さえて、よりよいサービスを提供し、その結果利益を求めるというのが一般的、指定管理者制度ではどういう形で？

（事務局）一般的には、例えば収益性のある施設だと、その指定管理者が行う運用とかで収益が上がり、それが指定管理者にとってのメリットとなる。協定の中で、払う指定管理料と実際に掛かった経費とかの差額から、そのうちのいくらかを補填するとか、あるいは、そこは赤字なら指定管理者で持ってもらうとか、収益のうちの一部を指定管理者の収益にできるとか、というパターンが多いが、公営住宅の管理に関しては住宅使用料の収益はそのまま市の収益になり指定管理者の収益にはならない。例えば修繕料を協定で決めた指定管理者の中で賄ってくださいという中で、修繕費を押さえていただけたら、その分調整して収益できますよとか、そういったところで指定管理者へのメリットみたいなところでしていただくというような、契約の内容になるのと考えられる。

（委員長）一旦、この議題について1つの方向性についての委員会としての見解、結論を出

したいんですが、まずは指定管理者制度の導入という方向で検討してもらって具体的な内容について進めてもらうという方向でよろしいでしょうか。

本日の一つの結論としましては、本委員会としては、指定管理者導入についての検討を進めるということを妥当とみなすという形にさせていただく、その一方で、特に費用、予算の話、また細かい今後の仕様とか、考えていく上で詰めていく点などについては、今後の委員会等のテーマ、宿題という形にして、具体化の中でお答えいただくという形で議論が進んでいければと思います。

・・・・→（委員了承）

議題（２）敦賀市公営住宅等長寿命化計画の改定について

（事務局）敦賀市公営住宅等長寿命化計画の改定について・・・・（資料 No. ２）に基づき説明

※（※趣旨要約・抜粋）

同計画は、１０年を計画期間として平成２８年度に策定、中間年の５年ごとに見直しを行うこととしており、令和２年度に改定。今年度が再び中間年に当たるため、見直しを行う。

今回の改定ポイントは２つで、１つ目は、「目標管理戸数の設定」、将来の需要を見通し、必要な戸数を推計。２つ目は、「各住棟別の事業手法を設定」。国が示した長寿命化計画の改定指針の選定フローを基に客観的な判定を行い、「改善」「維持管理」「用途廃止」「建替」を決定。

令和５年度の国勢調査など公的データを基に、国土交通省が開発した「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム」で「著しい困窮年収未満の世帯」の数を算出し、公営住宅等の必要戸数を算出。

プログラムにより推計された２０５０年時点の要支援世帯数を市営住宅として最低限必要な戸数と考え、２０５０年時点で８８０戸を管理運営に支障がない必要戸数とする。

２０５０年の供給戸数は９１４戸となり必要戸数８８０戸を上回る、また５年ごとの戸数を比較しても供給戸数が上回るため、供給戸数は妥当であると考えられ、２０５０年時点の公営住宅としての目標管理戸数は、特定公共賃貸住宅８戸を含めた９２２戸を目標管理戸数と設定。

事業手法の選定については、資料 No. ２、P ８（４）長期的な供給戸数の見通しのとおり（詳細は別添資料にて）。

建て替え手法について手法には３つ。従来どおりの市が建てて市が管理する直接建設方式、民間賃貸住宅を借り上げ公営住宅として供給する借り上げ住宅方式、３つ目に民間賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を補助する家賃補助制度がある。

各手法には当然メリット、デメリットがあり、今回の改定で建て替えの手法は決定せず、検討を継続することとしたい。

<ご意見、質疑・応答>

(委員長) この議題については、主なポイントとしては、まずこの将来的な2050年時点までの目標管理戸数の設定が妥当かというところ。もう一つは、建て替えの手法として、最後なん通りか検討するということをいただきましたが、こういう形で将来的な建て替え計画の手法を検討していくという形でよいのかというところ。

精緻に計算された結果ということと、それから現状の入居率を反映した形で、(住宅が) 不足にならないパーセンテージで説明した結果として、最終的には出てきた922個という数字の妥当性？

2つ目のこの建て替え手法の検討について、将来的な供給の中で、建替えという資料の8ページ目の一覧の(4)で、長期的な供給コストの見直しという一覧表の中の黄色く塗られている建て替えについて。

事務局としては建て替え手法として直接的に建て替えることに加えて、最後のページ、民間住宅の活用というものも今後検討していきたいという考えか。

(事務局) 資料ページ8ページに加えてあります建て替えにつきましては、供給する個数として必要なものと考えている。手法につきましては、直接建設方式、あるいは借上げ住宅、これにつきましては今後検討して、市が供給すべき個数として、8ページでは建て替えの黄色で表示させていただいている。

(委員) 8ページの(4)、この長期的供給個数の見直しというところで、建て替えするところ、無くしていくところ、この表の仕訳で、例えば新津内とか、清水をずっと維持していくってことなんですけど、違う視点からお話すると、清水とか、新津内って、市内の住宅地でも市内で一番地価が高い。そういうところに、市営住宅を維持していくのがいいのかどうか。単純に建て替えるとき、市営住宅なので家賃とかは抑えるってことなので、多分普通の民間がアパート建てようと思うと、普通なら家賃って街中なら高くなるってようなことになる。建て替えするにしても、場所をどこで建て替えるのか、需要がある便利なところで、すべて揃ってる、だから一番高いってことになる、そうするとどうしても高層の住宅、戸数稼ごとエレベーター付きの住宅を建てないといけないということになり、仮にここを廃止して郊外に建てるってことであれば、郊外だと多分地価が安いんで、敷地がすごく広く取れる。そうすると、4階、5階建の住宅建てなくても例えば2階建ての住宅で同じような戸数を確保できる。かなり需要のある土地なので、市営住宅として使っていくということは考えてらっしゃるのか。

(事務局) 清水と新津内というのはなかなかいいところに立っていくというご意見、確かにそうだと思います。居住誘導区域内とかあるんですけども、極力、居住誘導区域内の方に集約したいなという考えがあり、新津内、清水、こちら建物を廃止して、他の居住誘導区域内に建てようと思うと、それなりの土地の取得も必要となってくる。そういったところも考えまして、他の土地での建て替え等は再度検討の必要があると考える。

(委員長) まず一つ目、個数の算定結果ですが、922戸を将来2050年時の目標戸数としていく。もう一つは、建て替え手法について、最後の8ページ目の表にありましたよ

うな方針で、計画的に維持管理、及び用途廃止を進めていく。建て替え手法については、直接供給以外の間接供給も含めて検討。

では議題（２）については、目標個数の設定と、建て替えの検討の方針について、ご提案の通り、今後検討を進めていただくという形にさせていただきます。

議題（３）敦賀市営住宅の入居資格の検討について

（事務局）敦賀市営住宅の入居資格の検討について・・・（資料 No. 3）に基づき説明

※（※趣旨要約・抜粋）

市営住宅への入居にあたって必要となる 7 つの要件のうち、法律で定められ見直しができないものを除いた 3 項目、①同居親族要件、②連帯保証人要件、③市税完納要件、についての見直しについて検討。

3 つの資格それぞれ背景から現状までの説明、各要件における見直しの方向性を提示、のちに各要件個々に議論していただきご意見をいただくこととする。

- ①同居親族要件における見直しに対しての方向性としては、(1)同居親族要件の廃止、
(2)同居親族要件の適用を除外する範囲の拡大、(3)家族用住戸・汎用住戸の定義の変更、
の 3 つ
- ②連帯保証人要件における見直しに対しての方向性としては、(1)連帯保証人要件の廃止、
(2)現状連帯保証人を自然人のみとしているところを債務保証会社などの法人も可能と
すること、(3)連帯保証人の免除規定の見直し、の 3 つ。
- ③市税完納要件における見直しに対しての方向性としては、(1)完納要件の廃止、(2)完納
要件の緩和（完納要件免除者を規定）、(3)完納要件の緩和（「完納」の定義の緩和）、の
3 つ。

<ご意見、質疑・応答>

（委員長）3 つの要件の見直しについて、見直しの方針も示されていますが、変更しないという選択肢もある？

（事務局）もちろん変更しないという選択肢も（あり）。

（委員長）一つ目の同居親族要求の検討で、3 つ案を入れてもらっているわけですが、皆さんの方からこういう方向で考えるべきじゃないかというご意見があればと思いますがいかがか？・・・事務局としては、どういう方針が望ましいと考えているか。

（事務局）事務局といたしましては、3 つの中の一番上、同居親族要件の廃止が一番好ましいかなと考えていて、平成 23 年の公営住宅法から同居親族要件が廃止された際には今状況が異なってきていて、特に空き家率が高いというのが大きいところだなと思っていて、廃止しても大丈夫というふうに事務局では考えている。

（堺委員）前回、こんなの廃止した方がいいのではないかとということで、大賛成。

（委員長）質問の仕方を変えて、廃止の方向に対して何かご異議のある方は？

特にこれは入居したい人のデメリットになるということはないということ、広げてい

く方向になるということで、同居親族要件については、廃止の方向で詰めていただくという形で……。

2つ目の、連帯保証人要件。事務局としてどういう方向が望ましいと考えているのか。
(事務局) 事務局としては、2番目、連帯保証人に自然人だけでなく法人も含めるというのがいいかなというふうに考えている。本当はセーフティーネットの考えから一番上が一番よいが、敦賀市は他の県内の市町とかと比べても滞納額が多い方の市町。実際その中で約25%は連帯保証人が支払っているっていうところから、今後この担保なしで行くっていうのはちょっと難しいと考え、その中で要配慮者を入れ易くするっていうところを考えたときに、人だけではなくて、法人も連帯保証人に含めるというところから始めていけたらと考えている。

(委員) 親族の方がいるけど、親族の方たちと関係が悪くて連帯保証人になってもらうことはかなり難しい場合に対象になるのか。

(事務局) 今の免除規定だと、親族がいないことという書き方なので、親族がいて断られるっていうのは免除の対象にはならないという扱いになってくる。ただ、そういう方でも、債務保証会社とかを使っただけということではできるので、法人の連帯保証をつけてもらうようなイメージで選択肢が広がると考えている。

(委員) 保証会社が付くことになった時に、費用は？

(事務局) ざっくりと、2年に1回、1ヶ月分とか、2ヶ月分の家賃を払うというようなイメージ。

(委員) 家賃にちょっと上乗せするような形になってくるような感じか？

(事務局) 上乗せして敦賀市が徴収するのではなくて債務保証会社と契約者とのやり取りという形になると考えている。

(委員) お子さんがいない場合もですし、親族の方との関係が悪くて誰もいないというようなこともあり、連帯保証人今までネック、課題だった。ぜひ連帯保証人の要件については、引き続き検討していただきたい。

(委員長) 事務局案としては、一番いいのは廃止かもしれないけれども2番目の債務保証会社も含めるという形で、少なくとも現状よりも枠を広げるという意味で望ましいという点と思いますが、これについて何か。

(委員) こちらについては廃止すべきだと思う。施策としてどう位置付けるかだと思うが、セーフティーネット、福祉的な観点の制度だとすれば、本来は市が提供すべきもの、その対価が取れるか取れないかということで判断すべきではないものだと思う。保証会社を付けるにしても、保証料は利用者負担なら、それが払えるんだったら苦労しない。対価を取って提供するサービスと位置付けるのか、福祉施策の一環としてのセーフティーネットとして、市が市民の生活を守るために市が提供する最低限のものという位置付けをはっきりさせるべき、これはセーフティーネットの生存権保障の一部だと思うので、利用料の対価の確保っていうのは、最優先にすべきではなくて、まずはサービスを提供することが一番大事。そういう意味で、連帯保証人の要件というのは、制度趣旨からし

て反するんじゃないかというふうに思う。

国交省のモデル条例案とかで廃止するようになって出してると思うけど、それだけ廃止って言われてる中で、あえて見直しの機会があるタイミングで、やっぱり継続するっていうのはちょっと全体的な傾向からも反するんじゃないかというふうに思う。

(委員長) 確かにそういう方針、多少に外しましょうというような話は以前から言われているところで。一方で、この最後の一覧表にまとめていただいた資料4では、県内で要件がないところがない。県も市町もあるということで、何か経営的な判断と本来のセーフティーネットとしての受け入れるというところの線を引くかというところでこの市町も苦労されているという印象。

事務局案としては、債務保証会社も含めるという形で枠を広げてはどうかということと考えているところですが、委員からは、廃止も含めて検討すべきじゃないか、むしろ廃止すべきじゃないかというご意見になるが、ここでどっちがいいということを決めるというよりは、この2つ目の要件については、しばらくお時間かけて検討するというところの方がいいのかなと思います。

(事務局) 連帯保証人の件については、事務局の方でも検討して、連帯保証人に自然人だけでなく、法人も含める。それと、連帯保証人要件の廃止、この二つの案ずいぶん検討した。その中で、委員さんが言われてたセーフティーネット、総務省の件、これは十分承知しているつもりだが、この2つの意見の中で、事務局として、例えば簡単に廃止の方に走っていくのか、残してもいいのか、判断しかねるところでしたので、今回議題に上げさせていただき、委員の皆さんの意見をお聞きしたところ。今回の委員会の意見をお聞きしまして、もう一度検討させていただきたいなと考えています。

(委員長) この二つの意見については、また継続という形にさせていただきたいと思います。

スケジュール的には次回の委員会でこの要件について決めるっていう形で大丈夫か。

(事務局) 大丈夫。他の委員の方はどのようにお考えか。

(委員) 廃止ってなかなか難しい。資料4の各自治体の入居資格の状況の中で、皆さん（各自治体）条件付けているけど、仮にこの条件を外したら、例えば、県内では敦賀市は市営住宅に入居しやすいとなって、他の自治体で入居できない人が敦賀市に来るとか、そういう可能性。生活保護とかでもそういう話、そういう方が流入してきたっていうような話もあったかなと。それで多分、各自治体もなかなか自分のところから先行して外せないっていう事情もあるのかなと。外す場合は、そういう可能性も検討しないといけないのかなと思う。

(委員) 資料の6ページになりますけども、一般的に民間住宅の家賃保証の状況というのは、ほとんど保証会社を利用させていただいている。20年前はすべてが自然人、連帯保証人という“人”でしていただいていたが、今、基本的に個人の方が契約される場合には、ほぼ100%の形で連帯保証会社の保証を取って契約をいただいている。やっぱり人っていうのは年を取るから、自然人の保証っていうのは非常に難しい、最終的にお亡くなりになった時に、誰も保証人がいないということになると、本当に管理している立場か

ら言うと、どうにもならなくなる、誰に連絡していいかもわからない。そうするとその不動産が次使えなかったり、荷物もあったり非常に難しい。

そうなってくるとやっぱり、セーフティネットの話は別として基本はやっぱり連帯保証人は必要だと思う。その連帯保証人の中でも、実際に自然人よりもやっぱりその法人の方が、保証人としては適切になると思う。その後、指定管理者が担って新しい管理会社ができたとしても、その後の保証、やはり管理をする上では一律に廃止していく、連帯保証人がいなくなると大変なことになる。運営上はそうなるとは思うので、十分ご検討いただいてもいいのではないかなと思う。

(委員) 現状、県の場合は、2名の連帯保証を求めている。ただ、生活保護者については、1名でいいとさせていただいている。生活保護っていうことになっていると、家賃の付いた生活保護費が入りますので、連帯保証人もいないのかなと思うけども、ただ一方、亡くなられた時のご連絡先とか、そういうのはどうしてもいるので、県としては、残しておいた方がいいのかなというふうに思っている。

(委員長) 2つ目の要件は継続審議ということとさせていただき、また次回にご検討いただき決定できれば、と思います。

3つ目の市税の完納要件について、事務局としてはどういう方向になりますか。

(事務局) 事務局としては、一番上の完納要件の撤廃をと考えている。理由は、セーフティネット住宅としての役割が大きくなっていると考えたときに、その行政サービスの制限というところで、生活保護とか母子家庭とかが載ってないというところを考えると、同様に、サービスの制限には必要ないものというようなところから、完納要件の撤廃が事務局としてはいいのではないかなというふうに考えている。

(委員長) ご異議ないということで、それではこの3件目の市税の完納要件についてはご異議なしということで、完納要件の撤廃という方向に進めていただくということにさせていただきます。

議題(4) その他

※・・・・・・・・なし

(事務局)

次回の委員会の開催日について、今度第3回目の委員会は11月19日の水曜日午前中でさせていただきたい。時間については、9時半あるいは10時からというところで想定している。決まったら、また速報でご連絡させていただきたい。

—以上—